

答 申 書
(答 申 第 317 号)
令和2年(2020年)9月10日

1 審査会の結論

北海道知事が、「積替保管を行う産業廃棄物収集運搬業の許可事務等の留意事項について」及び「産業廃棄物の保管施設ガイドラインの運用について」のうち、一部を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、

ア 産業廃棄物収集運搬業許可にかかる審査要領、審査基準、その他審査に関するマニュアルなど
イ 上記のうち、特に、経理的基礎にかかる審査要領、審査基準、その他審査に関するマニュアルなどである。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、次の公文書を対象公文書として特定した。

- ①産業廃棄物関係事務処理要領
- ②産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き
- ③積替保管を行う産業廃棄物収集運搬業の許可事務等の留意事項について
- ④産業廃棄物の保管施設ガイドラインの運用について
- ⑤船舶を用いて行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可の取扱い

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、対象公文書③及び④の一部（以下「本件非開示部分」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして、令和元年9月25日付け循環第1187号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とした情報について、処分の取り消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、本号に規定する「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できることが必要であるとされている。

イ 実施機関は、対象公文書③及び④は、事務処理を行うに当たってのノウハウを含む内規的なものであり、本件非開示部分は、審査の際に、行政側が特に留意する視点を記載しており、申請側がそれを知ることにより、不適切に許可を得るための独自のノウハウを取得することも可能であることから、

開示することにより、本通知の実効性を損ねるおそれがあり、事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると主張する。

また、開示することにより、開示請求者だけにこの情報を与えることになり、他の許可申請者との公平性が保たれないことから、許可申請者相互間で不公平な状況が生じ、今後の許可事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

したがって、本件非開示部分は「開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」に該当するものであると主張する。

ウ 請求人は、本件非開示部分は、「道の事務に関する情報」ではあるが、「開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とまではいえないものであると主張する。

また、「公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」と言えるためには、法的保護に値する程度の蓋然性が当然になければならないのであり、本件非開示部分の開示には、法的保護に値する程度の蓋然性を有するほどの「公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」おそれはないとし、さらに、本件非開示部分は、いずれもわずか数行の記載であることから、「公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」ほどの非開示事由に該当するとは考えられないと主張する。

エ 当審査会において、実施機関に対し、6号情報に該当するとした本件非開示部分について、以下、これらの情報を開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるか否かについて、個別に内容の説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

(ア) 「③積替保管を行う産業廃棄物収集運搬業の許可事務等の留意事項について」のうち、1ページ目の「留意事項」*1について

積替保管施設を新たに設置する事業計画の相談等があった場合に関する行政指導のノウハウについて、行政指導という性格上の制限が記載されている。

(イ) 「③積替保管を行う産業廃棄物収集運搬業の許可事務等の留意事項について」のうち、3ページ目の「留意事項」*2について

「事業の用に供する施設」の基準適合性の判断に係るノウハウが記載されている。

(ウ) 「③積替保管を行う産業廃棄物収集運搬業の許可事務等の留意事項について」のうち、「4ページ目の8～12行目」について

廃棄物処理業の許可業者からの廃棄物を受託する場合の廃棄物と排出事業者の関係について記載されている。

(エ) 「④産業廃棄物の保管施設ガイドラインの運用について」のうち、2ページ目の「2の(1)」について

保管の高さについて、限定的な条件の場合にのみ該当する判断の目安について記載されている。

以上、本件非開示部分は、いずれも道の事務に関する情報であることから、条例第10条第1項第6号前段に規定する情報であると認められる。

また、実施機関に確認したところ、非開示部分は、許可事務等の審査に当たり、判断する観点を記載したものであり、審査の基準とは異なるものであるとの説明があった。

そこで、本件非開示部分を開示した場合に、同号後段の「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる」か否かについて、以下検討する。

本件非開示部分に記載されている情報は、実施機関が主張する事務処理を行うに当たっての指導方法や事務等のノウハウを含む内規的な事項であり、これらの情報は、通常、公にされることは予定しておらず、仮に開示すると、不適切に許可を得るためのノウハウを取得することが可能であることや、本来の趣旨を逸脱した取り扱いを誘発するなど、通知の実効性を損ねるおそれがあることが認められる。

以上のことから、本件非開示部分について、開示することにより、当該事務等の公正かつ円滑な実施を著しく困難にする情報であると認められる。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年3月17日	○ 諮問書の受理（諮問番号 622） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和2年5月15日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年6月23日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年7月21日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回全体会）	○ 答申案審議
令和2年9月10日	○ 答申